

(ゴルフ会員権を売却された皆さんへ)

確定申告もフェアプレーで!

ゴルフ会員権をお売りになり、**売却益**が生じた方は所得税及び復興特別所得税の**確定申告が必要**です。

申告書はご自分で作成して、提出はお早目に

国税庁ホームページで申告書が作成できます

国税庁ホームページ(HP)の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、所得税の確定申告書が作成できます。

e - T a x

作成した申告書等のデータは…

書 面 提 出



- ▶ インターネットを利用して自宅から税務署に提出(送信)することができます。
- ▶ e-Taxで申告を行うと、一定の添付書類の提出省略ができます。



印刷して税務署に郵送等で提出することもできます。

e-Taxには2つの利用手順があります。

マイナンバーカード方式

マイナンバーカードとICカードリーダライタを用いて、e-TaxHPなどからe-Taxによる送信を行う方式です。

ID・パスワード方式

税務署職員との対面による本人確認に基づき発行したIDとパスワードのみで、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxによる送信を行う方式です。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です!!

確定申告書等を提出する際には、**毎回**、「マイナンバーの記載」と「**本人確認書類**」の提示又は写しの添付が必要です。

- ※ (例1) マイナンバーカード
- (例2) 通知カード+運転免許証など

詳しくは

確定申告はご自宅からe-Taxが便利

◎ ご自宅等からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

ゴルフ会員権をお売りになった場合の税金は…

ゴルフ会員権を売却した場合の所得は、原則、譲渡所得として課税されます。給与など他の所得と合わせて**総合課税の対象**となります。

1 譲渡所得金額の計算方法

$$\text{譲渡価額 (収入金額)} - \left[\text{取得費} + \text{譲渡費用} \right] - \text{特別控除額} = \text{㉠}$$

《注意点》

- 1 譲渡価額は、手数料等の額を差し引く前の売却金額です。
- 2 取得費は、購入価額と購入時に支払った手数料や名義書換料の合計額です。
なお、譲渡価額の5%とすることもできます。
- 3 譲渡費用は、譲渡時に支払った手数料等です(年会費は含まれません)。
- 4 特別控除額は、所有期間に関係なく50万円です(譲渡益の金額が上限となります)。
- 5 総合譲渡所得金額は、その会員権の所有期間に応じて、次の金額となります。
(1) 所有期間が5年以内のもの … ㉠の金額
(2) 所有期間が5年を超えるもの … ㉠の金額×1/2 (㉡)

2 所得税の計算方法

$$\left[\text{㉠または㉡} + \text{給与所得や事業所得など} - \text{基礎控除などの所得控除} \right] \times \text{税率} = \text{税額}$$

$$\text{税額} - \text{給与などの源泉徴収税額} = \text{申告納税額}$$

※ ゴルフ会員権のような「生活に通常必要でない資産」の譲渡で生じた譲渡所得の赤字の金額は、**給与所得などの他の所得の金額から差し引くことができません。**

所得税及び復興特別所得税の確定申告期限は、ゴルフ会員権をお売りになった年の翌年の3月15日までです。

※ 申告期限の日(3月15日)が税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)の場合は、その翌日が申告期限の日になります。

(例) 申告期限の日が3月15日(土)の場合⇒3月17日(月)となります。